令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

地域医療構想実現に向けて、患者の受療動向や医療・介護の提供状況を把握し、必要とされる医療機能分化・連携や在宅医療関係施策等の検討に資する分析資料を作成すること。

2 業務概要

(1) 名称

令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託

(2)業務の内容

別紙「令和4年度 病床機能分化・連携情報分析業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月22日(水)まで

(4)委託料上限額

6,609,600円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3)会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品 購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない 者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示 第425号)第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6)公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)と、医療・介護に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。
- (7) 医学的な見地から分析する必要があるため、臨床疫学、公衆衛生学、情報学の系統的な知識を有する医師の配置又は、同レベルの知識・経験を持つ大学の研究者等によるチームを構成していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。

- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員 が経営に実質的に関与していると認められる。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認めら れる。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られる。
- ⑥奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
- ⑦奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
- ⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不 当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け 出なかったと認められる。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル実施要領等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療企画係(県庁主棟3階) 〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL: 0742-27-8645

(2) 交付期間

令和4年5月31日(火)~令和4年6月22日(水)まで (但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9時から17時まで)

- (3) 交付資料
 - 5 (1) に示す場所において次の書類を交付します。
 - ・公募型プロポーザル実施要領
 - 業務委託仕様書
 - ・提出様式(様式1~様式11)及び質問票(様式12)

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

(奈良県ホームページのトップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

1 9/2多加和宝有は、50少音類を別似よくに近山りること。			
①参加申込書【様式1】			
②事業者概要書【様式2】			
③同種業務の実施実績【様式3】			
※課税対象事業者は、納税証明書(奈良県税、法人税、消費税、地方消			
費税に滞納のない証明書)を添付すること。			
※業務案内(リーフレット等)を添付すること。			
※業務の実績については、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団			
体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)との医療			
・介護に係る調査分析業務の契約実績を具体的に記載すること。			
1部			
令和4年6月16日(木)17時まで(必着)			
持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法によ			
り、期限までに必着すること。			
〒630-8501 奈良市登大路町30番地			
奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係			
電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725			
提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。			
書類の作成にあたって、使用する言語は日本語(情報通信技術として一			
般的に用いられる用語を除く。)とし、通貨は日本国通貨に限る。			

8 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式12】によりFAXで行うこと。その
	際、件名を「病床機能分化・連携情報分析業務委託に関する質問」とす
	ること。
提出先	奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療企画係
	FAX:0742-22-2725
質問票提出期間	令和4年6月8日(水)17時まで
質問への	質問に対する回答は、競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れ
回答	のあるものを除き、県ホームページに掲載する。この場合、当該回答内
	容は仕様書の追加又は修正と見なす。
	ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関
	わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4 片面(必要に応じA3 折り込みも可)で提出すること。全20 枚を限度とすること。

【様式4】企画提案書

【様式5-1】配置要員経歴(総括責任者 または 分析担当者 用)

【様式5-2】配置要員経歴(担当者用)

【様式6】業務分担、チーム構成

【様式7】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制

【様式8】奈良県の医療提供体制(在宅医療、診療所も含む)の現状に関する考察

【様式9】急性期医療の提供情報の分析に関する提案(仕様書3(1)②関係)

【様式10】医療機関等の連携状況の分析に関する提案(仕様書3(5)関係)

【様式11】見積書(内訳がわかるようにし、消費税込みの金額を記入すること。)

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと)

(3) 提出期限

令和4年6月22日(水)17時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限 までに必着すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しな かったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 医療企画係

電話:0742-27-8645 FAX:0742-22-2725

(6) 書類作成上の留意点

【様式6関係】

・業務分担について、チーム構成や業務間の関係性が分かるように記載すること。 記載に際しては、様式5-1及び様式5-2の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。

【様式7関係】

- ・業務の内容と段取りや手順が分かるように業務実施スケジュールを記載すること。
- ・個人情報保護等情報管理体制について、個人情報等の管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業者への効果的な研修対策(計画)について記載すること。

【様式8関係】

・奈良県の医療提供体制について、奈良県地域医療構想や奈良県保健医療計画また は地域医療構想調整会議での議論状況等を参考に、現状に関する考察を記載する こと。考察に際しては、入院医療だけでなく、在宅医療や外来医療についても言 及すること。なお、地域医療構想調整会議の議論状況については、県ホームペー ジより閲覧可能。(トップページ>県の組織>福祉医療部 医療政策局>地域医療 連携課 医師・看護師確保対策室>医療全般>奈良県地域医療構想)

【様式9関係】

- ・急性期医療や高度医療に関する病院間の役割分担の状況を知るために、各病院が 提供している医療の内容(疾病別に、どのような医療を、どの程度行っているか) を効果的に可視化する分析方法を記載すること。
- ・分析により得られるアウトプット例を示すこと。

【様式10関係】

- ・患者ごとの医療レセプトと介護レセプトを連結する手法を記載すること。
- ・病病連携・病診連携・病院と介護施設等との連携状況を把握するために、効果的 と考える分析方法を記載すること。その際、患者ごとに医療・介護の提供から看 取りまでの経緯を追跡可能な分析方法となるよう工夫すること。
- 分析により得られるアウトプット例を示すこと。

【様式11関係】

- ・見積もりに当たっては、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。 消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・総合計(税込み)が委託上限額6,609,600円を超えないこと。

(7) その他

- ①提案は、各応募者1案とする。
- ②文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズ は8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体 は任意とする。
- ③書類の作成にあたって、使用する言語は日本語(情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。)とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ④参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担と する。
- ⑤提出された企画提案書は返却しない。
- ⑥企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは 認めない。
- ⑦提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書 (個人情報等は非公開)となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ⑧提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。
- ⑨本プロポーザルに参加する者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領及び仕様書の記載内容を承諾したとみなす。

10 企画提案書の審査

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、「令和4年度病床機能分化・連携情報分析業務委託事業者選定委員会」により評価を行う。

成能力に一定扬用報力が未効安配事業有麼定安良去」により計画を行う。				
審査方法	提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーシ			
	ョン審査を実施し、最優秀案を1者選定する。			
	①審査予定日:別に通知する日時(令和4年6月下旬頃を予定)			
	②実施方法:シスコシステムズの WebEX を用いてリモートでのプレゼ			
	ンテーションを実施。			
	※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担と			
	する。			

③時間:1提案者あたりの説明時間は25分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション:15分

質疑応答:10分

④出席者:プレゼンテーションへの参加は3名までとし、主たる説明 者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

⑤その他:プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする(追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。)。

審查内容

提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を 選定する。評点の詳細は別表のとおりとする。

提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項

目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提 案者は、受託業者として特定しない。

提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託業者として特定しない。

審査結果

決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。

失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- 3に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ・参加資格確認資料または企画提案書に虚偽または不正があったとき。
- ・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に 適合せず、その補正に応じないとき。
- ・一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ・プレゼンテーションに不参加のとき。
- ・その他不正な行為があったとき。

11 業務委託契約の締結について

- (1) 10により特定された者は、速やかに県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となる。 ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除すること ができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、 契約候補者と契約を締結しないものとする。

(1)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認めら れるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)~(5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不 当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け 出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が12(1)~(8)のいずれかに該当すると認められる場合、 企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間 業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、 契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

14 留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大等により本業務の遂行に支障が出ると県が判断した 場合は、公募を中止する場合がある。

【参考】

企画提案公募スケジュール

	時 期	内 容
令和4年	5月31日 (火)	公告
令和4年	6月 8日 (水)	質問受付〆切
令和4年	6月10日(金)頃	質問回答
令和4年	6月16日 (木)	参加申込書提出期限
令和4年	6月22日 (水)	企画提案書提出〆切
令和4年	6月下旬頃	審査委員会の開催 (予定)